

．使用済み安定器（コンデンサ）の取扱いについて

1．法令上の取扱い

- (1) 使用済みのPCB使用安定器（コンデンサ）は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により、「特定管理産業廃棄物」の中の「特定有害産業廃棄物」に指定された「PCB汚染物（金属くず）」に該当します。
- (2) 使用済みのPCB使用安定器（コンデンサ）は、現在、処理施設がないので「排出する事業者」が保管、管理することになります。
- (3) 「排出する事業者」とは、現在の「施設管理者（施設所有者）」となります。

2．保管、管理について

- (1) 特別管理産業廃棄物の保管方法については、「特別管理産業廃棄物保管基準」（廃棄物処理法施行規則第8条の13）に定められています。（ ．使用済み安定器（コンデンサ）の保管についてを参照）
- (2) 特別管理産業廃棄物を保管する事業所には、「特別管理産業廃棄物管理責任者」（厚生省令で定める資格を有するもの。）を置くこととなっています。
- (3) 保管に際しての管理台帳については、電力用の変圧器、高圧進相用コンデンサと異なり、様式の定めはありませんが、保管日、種類（ 安定器又はコンデンサ）及び数量を記録し、管理することが必要です。

3．届出について

保管したPCB使用安定器（コンデンサ）については、年度末ごと（90日以内）に、事業所を管轄する都道府県（政令指定都市）の産業廃棄物対策課に、「特別管理産業廃棄物処理実績報告書（様式33）」により届出が必要です。